

平成 22 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社日本一ソフトウェア 代表者名 代表取締役会長 北角 浩一 (JASDAQ・コード番号:3851) 問合わせ先 役職・氏名取締役管理部長 世古 哲久 電 話 058-371-7275

定款の一部変更ならびに会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会において、平成22年6月24日開催予定の当社第17期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」ならびに、「会計監査人選任の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款一部変更の件

#### (1)変更の理由

- ①当社は、第17期(平成22年3月期)末において、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を設けるものであります。
- ②今後のグローバル展開に備え、英文社名表記を英語圏にて一般的に使用されている表記への変更を行うものであります。
- ③その他、株券の電子化に伴い、不要となった文言の削除を行うものであります。
- ④上記のほか、必要な条項・文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

## (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

# (下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商 号) 第1条 当会社は、株式会社日本一ソフトウェア と称し、英文では <u>NIPPON ICHI</u> <u>SOFTWARE INC.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当会社は、株式会社日本一ソフトウェア と称し、英文では <u>Nippon Ichi Software</u> , <u>Inc.</u> と表示する。
第2条 ~ 第3条 (条文省略)	第2条 ~ 第3条 (現行どおり)
<ul> <li>(機 関)</li> <li>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</li> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>(新 設)</li> <li>(新 設)</li> </ul>	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
第5条 ~ 第12条 (条文省略)	第 5 条 ~ 第 12 条 (現行どおり)
(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款 に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる 株主(実質株主を含む。以下同じ)の 議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議 は、議決権を行使することができる 株主の議決権の 3 分の 1 以上を有す る株主が出席し、その議決権の 3 分 の 2 以上をもって行う。	(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(削除)の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第 14 条 ~ 第 27 条 (条文省略)	第 14 条 ~ 第 27 条 (現行どおり)
第5章 <u>監 查 役</u>	第5章 監査役および監査役会
第 28 条 ~ 第 30 条 (条文省略)	第 28 条 ~ 第 30 条 (現行どおり)
(新設)	(補欠監査役)         第 31 条       法令または定款に定める監査役の員         数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
現行定款	変更案

(新設)	2       補欠監査役の選任決議の定足数         は、第29条2項の規定を準用する。
(新設)	3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4 補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
	が開催されるまでの間とする。 (常勤監査役)
(新設)	第 32 条 監査役会はその決議によって常勤 監査役を選定する。
(新設)	(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す
	ることができる。2監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	_(監査役会の決議方法)_
(新設)	第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	(監査役会の議事録) 第 35 条 監査役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他法令に定 める事項については、これを議事録に記載ま たは記録し、出席した監査役がこれに記名押 印または電子署名する。
(新設)	(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会において 定める監査 役会規程による。
現行定款	変更案
第 <u>31</u> 条 ~ 第 <u>32</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条 ~ 第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
	<u> </u>

(新設)

第6章 会計監査人

(新設)

(選任方法)

 第39条
 会計監査人は、株主総会において選任

 する。

(新設)

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

> 2 会計監査人は、前項の定時株主総会に おいて別段の決議がされなかった時は、 当該定時株主総会において再任された ものとみなす。

(新設)

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。

(新設)

(会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の第423条第1項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第<u>7</u>章 計 算

第<u>6</u>章 計 算

第43条 ~ 第46条 (現行どおり)

第33条 ~ 第36条 (条文省略)

#### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成22年6月24日 (木曜日) 定款変更の効力発生予定日 平成22年6月24日 (木曜日)

#### 2. 会計監査人選任の件

#### (1)会計監査人選任の理由

当社は、第17期(平成22年3月期)末において、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条を受け、コーポレート・ガバナンス・会計監査体制の一層の充実・強化を図るため、会計監査人を設置するものであります。なお、本件は、当社の第17期定期株主総会第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案については、監査役全員の同意を得ております。

#### (2) 会計監査人の名称など

会計監査人候補者は次の通りであります。

名 称	あずさ監査法人	
主たる事務所 の 所 在 地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿革	昭和60年7月監査法人朝日新和会計社設立平成5年10月井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月5日設立)と合併、名称を朝日監査法人とする平成16年1月あずさ監査法人(平成15年2月26日設立)と合併、名称をあずさ監査法人とする	
概  要	資本金4,035 百万円人員数2,131 名 (内代表社員 267 名、社員 273 名)会計士補186 名 新試験合格者 その他職員 	

(注) あずさ監査法人は、現在、当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査を行っております。

### (3) 就任予定年月日

平成22年6月24日(第17期定時株主総会開催予定日)

以上